



学校いじめ防止基本方針

豊中市立第十五中学校

いじめ・問題行動対策委員会

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全ての場面において生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導をすすめることが重要となる。

本校では、「人間尊重の精神に徹し、心豊かにたくましく生きる人間の育成」を教育目標としており、人権教育に様々な教育活動に取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くわざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくわざとぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ・問題行動対策委員会」

(3) 構成員及び役割

校長・教頭・首席

学校全体の動きの確認と指示及び教育委員会・関係機関等との連携

児童・生徒支援コーディネーター

生徒指導体制における調整と成長を促す指導の展開

生徒指導主事

学校全体の問題行動を集約し、行動の立案を行う

コミュニティスクールコーディネーター（CS）

P T Aや地域の方との連携を図り、必要な取り組みを立案し進行する

各学年代表及び学年生徒指導

各学年の課題や取り組み状況を集約し、必要な取り組みを立案し進行する

支援教育委員会担当者

支援を要する生徒の状況の把握及び共有

養護教諭

生徒の状況を日常の業や健康観察簿により生徒の心理的状況の把握に努める

人権教育担当者

いじめの問題など人権保障に向けた学習の企画運営

小中連絡会担当者

小中連携の計画立案

適応指導教室担当教員

図書館司書

スクールカウンセラー

生徒等の支援のあり方について、アドバイスをするとともに、各生徒及び保護者のカウンセリングを進める

上記のメンバーを基本とし行動するが、いじめ防止の取り組みやいじめの対応等を進めていくために状況に応じて、必要な参加者を校長より指名する。

※学習指導部代表（授業を作り上げるための計画立案）

教務担当者（各学年の取組みを進める際に時間割行事予定等の調整）

スクールソーシャルワーカー等

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止のための取り組み計画の策定
- ウ いじめの早期発見、早期対応
- エ いじめの事象に対する具体的対応
- オ 教職員の資質向上のための校内研修
- カ 年間計画の企画と実施
- キ 年間計画進捗状況のチェック
- ク 各取組の有効性の検証
- ケ 学校いじめ防止基本方針の見直し

4. 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

別添1参照

5. 取組状況の把握と検証（PDCA）

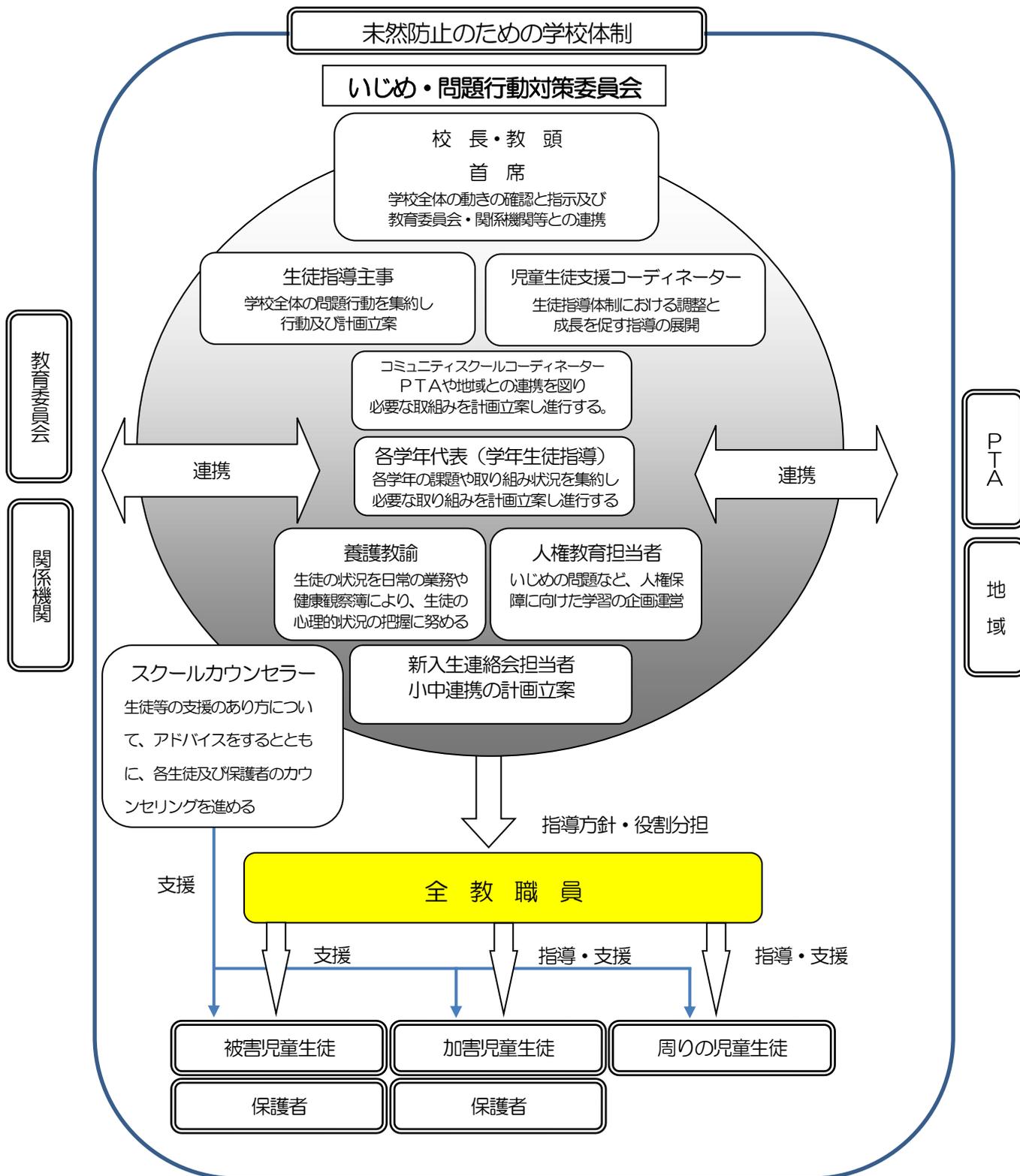
いじめ・問題行動対策委員会は、月に2回程度実施する。また必要に応じて年に数回（拡大ケース会議）を開催し、いじめ事象の状況と対処について報告し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証を行う。また、いじめの未然防止に向け実施された取組みの進捗状況と成果について情報交換、検証に取り組み、今後各学年、各部署で実施される内容に生かすとともに、必要に応じ、学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめの未然防止にむけて

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2. いじめの防止のための措置

(1) いじめについての教職員の共通理解の深化

いじめの態様や特質、原因・背景、教職員全員の共通理解を図ることで、いじめを未然に防止するための具体策が実行される。いじめについての共通理解や具体的な指導上の留意点について深化させていくために校内研修や職員会議等の機会を利用し周知にあたる。

(2) 「いじめを許さない」という学校全体の雰囲気作り

日常的に、生徒に対し学校長や教職員が、全校集会や各クラスのホームルーム等の機会を利用し、いじめの問題点について触れ、「いじめは人間として許されない」という意識を高めていく。また、生徒会活動を通して、生徒たちの手でいじめを防止するためのアピールを行うなどという取り組みを通して、「いじめを許さない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。

(3) いじめに向かわない態度・能力の育成

いじめに向かわない生徒を育成するには、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を身につけるなど社会性の構築が必要である。

生徒の社会性の構築を進めるため、「ソーシャルスキルトレーニング」に取り組み、自他を認め合うために、宿泊行事等の機会を利用し、「相互援助」をすすめる体験学習に取り組み。また、道徳や学校行事の中で「人権保障」にむけた学習に取り組み。それらのことを進める上で、日常の学校生活の中で、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に教職員全体が注意を払う必要があると考える。

(4) わかりやすい授業の構成とストレスに適切に対処できる力の育成

いじめが生まれる背景を考えると、勉強についていけない焦りや学校での人間関係等が大きなストレスとなっている。また、それを解消する手段を身につけていない生徒も多い。

そこで、一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めるために、校内公開授業や研修に取り組み。また、ストレスに適切に対処する力を育むために、ストレスを発散するという観点でクラブ活動を充実したものにし、生徒観察を充実させ、ストレスを吐き出すための個人面談などの機会を設けるとともに生徒の気持ちを聴くためのスキルを教職員が身につけるための取り組みをスクールカウンセラーと連携し実施する。

(5) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組み

全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるようにすることで、いじめにつながりやすい感情を減らすことにつながる。

教職員は、日々の授業をはじめとした様々な教育活動の中で、生徒に活躍する場を与えるとともに些細なことでも生徒の頑張りを認め、それを意識して生徒に声をかけ、保護者にも伝えていく。生徒の活躍の場を広げていくために、これまで以上に生徒会活動を活性化し、その活躍ぶりを生徒会通信や学年通信などを通して、学校全体、地域に発信していくほか、体育大会の活動の中で応援合戦など異年齢の活動に取り組みなどの機会を設ける。また、地域とも連携し、職場体験学習やボランティア体験に取り組みほか、地域行事への参加を促していく。

(6) 生徒が自らいじめについて学び、取り組むために

生徒会活動の中で、いじめについて学ぶ機会を設け（生徒を対象とした研修を受ける機会など）、生徒たちの手でいじめのない学校づくりの取り組みをすすめる。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、競争原理の働く学校生活の中で、ともすれば生徒間に力関係が生じるのは不可避のものといえる。その中で、いじめの事象は当初見えない形で行われる。そのため、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。その中でも、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、生徒の日常生活の中で何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

また、生徒の言動の変化を見逃さないためには、教職員の情報交換はもちろんのこと、生徒が学校ではみせていない不安な感情や言動といった様子を知ることが必要である。そのために、様々な場面で保護者とつながりを持ち、積極的にアプローチしていく必要がある。

2. いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、日常的な無取り組みと定期的な取り組みを考える。

◎日常的な取り組み

- ・学年生徒指導が週に1度、出席簿を点検し、連続した休みや遅刻が見られる生徒を把握し、担任に状況を聞き取りし、2週間に1度開催される生徒指導連絡会で報告する。
- ・昼食指導に取り組み、昼食時や昼休みに見られる生徒の人間関係の変化など生徒観察を行う。
- ・支援学級担任は、学級の終礼等の機会を利用して生徒観察を行い、週1回の支援学級担任の打ち合わせを利用し情報共有し、必要なことを学校全体の教職員に伝える。
- ・すべての教職員は、授業、行事など様々な教育活動の場面で、気になる様子があった生徒については、生徒指導主事と学年生徒指導に報告する。
- ・「終礼後10分居残り観察」の取り組みを行い、生徒が話（相談）をできる場面を作る。
- ・学年議会を開く際には、その都度、クラス代表に向け、いじめの問題が各クラスでないのか提案し聞き取りを行う。

◎定期的な取り組み

- ・「学校生活アンケート」の実施
各学期に1回実施し、集約して職員会議にて確認する。
- ・新入生連絡会の実施
各学期に1度開催し、小中の情報交換をすすめ、小学校時や中学校入学後の生徒の様子、人間関係などを詳しく把握する。
- ・長期休業の最後の週（新学期直前）に担任より気になる生徒・保護者にアプローチをし、様子を聞くとともに、登校を促す。
- ・週に1度、生徒指導連絡会を開催し情報交換に勤める。その中で、スクールカウンセラーとの情報交換もを行い、気になる様子の生徒をスクールカウンセラーにつなげるための検討を行う。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るために

- ・学年通信や生活指導だより等を利用して、いじめを防止し、早期発見していくための保護者の役割と相談方法を提示する。
(アザ・怪我などの身体的観察など、保護者として子どもの観察をする視点を提示)
- ・家庭訪問、懇談、欠席連絡、懇談会等、様々な機会を利用して、気になる様子を見せている生徒の保護者にアプローチ（聞き取りと生徒観察の依頼等）するとともに、相談を受ける体制が整っていることを保護者に向け発信していく。
- ・いじめられている生徒の保護者以外の保護者から情報を得るための体制を整え、様々な機会に協力の依頼を発信していく。

(3) 生徒、その保護者、教職員が、いじめに関して相談できる体制づくり

生徒保護者が苦しい状況を吐き出せることがいじめの早期発見の第一歩である。そこで次の取り組みを行う。

- ・生徒、保護者が抵抗なく相談できるよう、学校におけるスクールカウンセラーの紹介と相談手順の紹介、校外における相談機関の周知を行う。
 - ・学年通信、生活指導だよりなどに、定期的に関西府教育委員会が主催する「電話相談」等の紹介を掲載する。あわせて、「電話相談」等の実施についての掲示を生徒自身の目にふれやすいところに提示する。
 - ・昼休みの時間帯にスクールカウンセラーが相談活動を行う教室を開放するなど、生徒が相談しやすい体制を整える。
- ※相談体制の周知状況や相談体制のあり方など、定期的に体制を点検する。

また、教職員が問題を抱え込むことなく、対応の方法や生徒の見立てなどいじめ等の問題について相談できる機会をスクールカウンセラーや教育相談担当とともに設ける。

(4) 教育相談等で得た児童生徒の情報の取り扱いについて

教職員が早期発見の取り組みの中で収集したいじめに関する情報は、生徒指導主事に連絡するとともに、あわせて学年生徒指導に報告する。報告を受けた生徒指導主事、学年生徒指導は、必ず校長・教頭に報告しいじめ・問題行動対策委員会の開催等の対応を相談する。その中で状況判断をおこない、学年、学校全体で情報共有する機会を設ける。

なお、教育相談等で得た個人情報の対外的扱いについては、必ずいじめ・問題行動対策委員会で協議する。

第4章 いじめに対する措置

1. 基本的な考え方

(1) いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大性を認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より加害者の謝罪と加害者がとった行動に対する責任を取るなどという自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

(2) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。学校いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありえることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察することが必要である。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) 具体的な生徒や保護者への対応の流れについて

5つのレベルに応じた問題行動対応チャートに沿って実施する。

別添2参照

- (2) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (3) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに生徒指導主事や学年生徒指導に報告し、いじめ不登校対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (4) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (5) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って事情説明などをより丁寧に行う。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめた児童生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ・問題行動対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー、関係機関の協力を得て対応を行う。

4. いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
- 「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。
- そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。
- 体育大会や宿泊行事、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6. インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめ、未然防止に努める。また、携帯電話・スマートフォン安全教室や犯罪被害防止教室等を実施する際には保護者にも呼びかけ、周知に努める。
- (4) 年々変化していく情報機器を利用した問題点について学校における教職員研修や様々な機関で実施される研修に参加し、問題点を把握し、教職員が課題や対応策を共有するとともに早期対応に努める。

第5章 附則

日本国憲法第13条には、「だれでも幸福を求めていく権利」が保障されている。いじめは、この権利を奪うものであり、次に記載するような、いじめの中にある犯罪性を教職員全体が認識した上で、生徒への指導に当たっていく。いじめの事象の対処においては、必要に応じて、管轄警察署、サポートセンター等とも連携をとり指導解決に当たる。

- ① 殴る蹴るの行為は、暴行罪にあたる。(2年以下の懲役、30万円以下の罰金)
- ② 相手に怪我をさせる行為は、傷害罪にあたる。(15年以下の懲役、50万円以下の罰金)
- ③ お金を要求する行為は、恐喝罪にあたる。(10年以下の懲役)
- ④ 嫌がらせで持ち物をつぶしたりする行為は、器物損壊罪にあたる。(3年以下の懲役、30万円以下の罰金または科料)
- ⑤ 嫌がらせで持ち物を隠す行為は、窃盗罪にあたる。(10年以下の懲役、50万円以下の罰金)
- ⑥ 使い走りに使う行為は、強要罪にあたる。(3年以下の懲役)
- ⑦ みんなで無視する行為は、脅迫罪にあたる。(2年以下の懲役、30万円以下の罰金)
- ⑧ きもい・ブスなどと発言する行為は、侮辱罪にあたる。(拘留または科料)
- ⑨ サイトに実名を挙げて悪口を書く行為は、名誉棄損罪にあたる。(3年以下の懲役、50万円以下の罰金)
- ⑩ 自殺を促す行為は、恐喝罪にあたる。(6ヶ月以上7年以下の懲役または禁錮)

「大阪府公立小中学校教頭会研修大会資料」より抜粋

発 効	この方針は、平成26年	3月	1日	より実施する。
一部改正	この方針は、平成28年	1月	1日	より実施する。
一部改正	この方針は、平成28年	6月	1日	より実施する。
一部改正	この方針は、平成29年	4月	6日	より実施する。
一部改正	この方針は、平成30年	4月	6日	より実施する。
一部改正	この方針は、平成31年	4月	9日	より実施する。
一部改正	この方針は、令和2年	4月	9日	より実施する。
一部改正	この方針は、令和3年	1月	8日	より実施する。
一部改正	この方針は、令和4年	4月11日		より実施する。
一部改正	この方針は、令和5年	4月	8日	より実施する。
一部改正	この方針は、令和6年	4月	8日	より実施する。